

平成25年度第2回 芦屋市指定管理者選定委員会
(海浜公園水泳プール) 会議要旨

日 時	平成25年10月17日(木) 9:30~12:00
場 所	芦屋市役所 北館 2階 会議室3
出席者	<p>委 員 朝沼 晃 遠藤 尚秀 高原 利栄子 岡田 明 比嘉 悟</p> <p>事務局 米原企画部長 宮崎行政経営課長 中村社会教育部長 木高スポーツ推進課長 権藤スポーツ推進課長補佐 寺本スポーツ推進課員 大西スポーツ推進課員</p>
事務局	社会教育部 スポーツ推進課
会議の公開	■非公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ①応募状況について
 - ②書類審査について
 - ③面接審査について
- (3) その他
- (4) 次回の会議日程について
- (5) 閉会

2 提出資料

- 資料1 芦屋市都市公園 海浜公園水泳プール 指定管理者募集要項
 資料2 芦屋市都市公園 海浜公園水泳プール 業務仕様書
 資料3 海浜公園水泳プール指定管理者指定申請に関する質問書(様式5)に対する回答
 資料4 海浜公園水泳プール 指定管理者応募団体一覧表
 資料5 事業計画書一覧
 資料6 審査要領
 資料7 海浜公園水泳プール指定管理者 選定基準

3 進行表

(開会)

(朝沼委員長)

定刻になりましたので、ただ今から第2回海浜公園水泳プール指定管理者選定委員会を開催させていただきます。まず、事務局より委員会の成立について報告をお願いします。

(委員会の成立)

(事務局：木高)

委員定数5名中、4名の委員が出席されていますので、芦屋市指定管理者選定委員会規則第3条第2項により、委員会は成立していることを報告します。なお、比嘉委員につきましては30分程度遅れる見込みです。

(委員会の公開、会議要旨の公表)

(事務局：木高)

また、今回の委員会については、第1回選定委員会で決定しましたとおり、採点方法等の詳細に関する審議と申請された各法人情報を含むため非公開とします。会議録については、非公開の趣旨を損なわない範囲で後日公表させていただきたいと思っております。

(事務局：木高)

それでは、本日の資料等の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第

- 資料1 芦屋市都市公園 海浜公園水泳プール 指定管理者募集要項
- 資料2 芦屋市都市公園 海浜公園水泳プール 業務仕様書
- 資料3 海浜公園水泳プール指定管理者指定申請に関する質問書(様式5)に対する回答
- 資料4 海浜公園水泳プール 指定管理者応募団体一覧表
- 資料5 事業計画書一覧
- 資料6 審査要領
- 資料7 海浜公園水泳プール指定管理者 選定基準

(朝沼委員長)

それでは、いつも確認させていただいていますが、応募団体の6社との関係で、各委員との利害関係、あるいは、接触をもたれたとかはございませんでしょうか。

<全委員「なし」>

2 (1) 応募状況などについて

(朝沼委員長)

それでは、第2回選定委員会の議題に入らせていただきます。
事務局より、議題にあります応募状況等について説明願います。

(事務局：木高)

<資料3、4に基づいて説明>

応募状況について説明させていただきます前に、今回の指定管理者の募集に際して、資料3のとおり質問があり、それに対して回答しております。質問数は156件の質問となりました。

資料4をご覧ください。資料は、応募団体の一覧でございます。今回、応募のあった順番に掲載しております。ご覧のとおり、応募があったのは連合体を含めて6団体、応募がありました。

2 (2) 書類審査について

(朝沼委員長)

それでは、次に進みたいと思います。書類審査について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局：木高)

<審査要領について説明>

募集要項（P 5・6）及び審査要領に基づき、欠格事項に該当するか否かの書類審査は事務局の方で行っております。書類審査の結果、欠格事項に該当する団体はありませんでしたので、ご報告させていただきます。

2 (3) 面接審査について

(朝沼委員長)

それでは、次の面接審査について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局：木高)

次の面接審査は11月1日になりますが、朝沼委員長、今回応募の6社全てを面接審査ということでもよろしいのでしょうか。

(朝沼委員長)

はい。面接審査の時間が長くなりますが、他の選定委員会も同様ですので、委員のみなさんも、6社全部を面接審査にて判断するというのもよろしいですね。

(全委員「はい」)

(事務局：木高)

それでは、面接審査の実施について、いくつか事前に決めておく必要があるかと思っておりますので、ご審議、お願いしたいと思います。

- 1 出席人数
- 2 時間（プレゼン、質疑）
- 3 追加資料を認めるか
- 4 パワーポイント等を使用するかの説明
- 5 プレゼンの順番 等

事務局からの提案といたしまして、面接審査の出席者を3人以内、審査時間は合計20分として、説明10分・質疑応答10分。パワーポイントなどの使用は認めない、提出書類以外の追加資料は認めない、プレゼンのプロの参加は認めないことということでいかがでしょうか。

(朝沼委員長)

他の選定委員会も、全てこのようにやっておりますので、このとおりにいきましょう。

(岡田委員)

私が経験してきました、兵庫県や宝塚市ではパワーポイントが主でした。やはりパワーポイントのほうがわかりやすく、兵庫県などは当初からパワーポイントをメインにしている、私なんかはわかりやすいと思いました。芦屋市がその方向でない、というわけではなければ、次期選定替えにご検討いただければと思います。私はてっきりパワーポイントだと思っていました。

(朝沼委員長)

この辺は、色々なお考えがございますでしょうし、時代の流れもございます。また、指定管理者の施設はたくさんございますので、芦屋市が将来的に全体としてどうするのかをご検討いただくほうがよろしいかもしれませんね。

(事務局：宮崎)

今後、検討させていただきます。

(事務局：木高)

他の選定委員会でもパワーポイントを使用しないのでしょうか。

(事務局：米原)

使用していません。時間もかかりますので。

(朝沼委員長)

それでは、プレゼンの順番ですが、応募の順でいいと思います。

(遠藤委員)

委員長。出席者を3名とありますが、連合体に対しては、1社に3名ではなく、1グループ3名ということでよろしいでしょうか。

(朝沼委員長)

そうですね。1グループ3名ということでない、9名くることになりますので、1グループ3名ということですね。

(遠藤委員)

わかりました。

(朝沼委員長)

他にございますでしょうか。

(事務局：木高)

審査要領と選定基準の関係でございますが、第1回でも取り上げられましたが、比嘉委員から提案がございました、「安全への取り組み」に関しまして、重要であるということで、配点を変えております。当初は、「1 管理運営の安定性」、「2 管理運営の取り組み」の2くりでしたが、「安全への取り組み」を加えまして、配点を90点と設定させていただきました。合計が200点になります。以上のおり提案させていただきます。

採点の方法ですが、各委員200点満点で、合計1000点満点となり、基準点として700点を下回りますとだめになります。

配点を10点配点、20点配点、30点配点としまして、「非常に良い」、「良い」、「普通」、「やや劣っている」、「劣っている」に細分化させていただいております。

(朝沼委員長)

10点配点のところはいいんですが、30点配点のところとなると、開きが大きくなりますが、間の点数を(1点刻みで)選んでも良いのでしょうか。

(事務局：木高)

はい。といいますのは、これくらいに細分化しないと、同じくらいの点数が出てきてしまったときに、同点になってしまいますので、このように提案をさせていただきます。

(事務局：宮崎)

また、5人の選定委員に採点させていただきますが、同点の場合には、最高点と最低点を除いた3人の600点満点で順位を決めさせていただくということで行きたいと思っております。

(朝沼委員長)

そういう順位の決め方でいきたいと思います。
他に委員からございますでしょうか。

(遠藤委員)

「普通」の配点は6割となっていますが、全委員がもし「普通」とした場合には、600点となつてしまい、基準点の700点を下回るようになってしまうので、選定されても良いところだと、7点よりもっと上を選択するという必要があるのではないかと思います。

(比嘉委員) 途中入室

(朝沼委員長)

遠藤委員のおっしゃるとおり、我々が選定するにあたって、700点を下回る団体を選ぶというのは、芦屋市議会や市民に対してもどうかと思うので、指定管理者としてやれる、という場合には、7点以上を入れるなどを、全委員には頭には入れていただいて採点していただくようお願いいたします。

(高原委員)

「2 安全への取り組み」については、判断基準は1つですけれども、30点の配点があります。10点配点だと、例えば、「良い」の中でも上、下などに振り分けやすいけれど、30点配点の場合は、1つのスケールの間隔が大きいため、バラつきがあり採点しづらくなってしまいます。感覚的な採点を避けるためにも、判断基準1つに対して10点配点としていただいたほうが良いと考えます。

(遠藤委員)

「安全への取り組み」について、30点配点をすることで、芦屋市の安全に対する思いがわかるので、30点に対して悪いというわけではなく、判断基準をわかりやすく導いていただければ、より判断しづらいところを解消できるのかなと思います。あと2つほど判断基準をあげていただけるとありがたい。

(事務局：米原)

やり方としては、2つあると思います。1つ目は、10段階で評価していただいて、30点配点なら、かける3の重みづけをするというもの。2つ目は、判断基準を個別に分けて、それぞれを10点配点にする。以上を事務局として提案させていただきます。

(事務局：中村)

所管の部局として、いま提案の内容を補足させていただきますと、安全対策の1項目で30点の配点となっておりますが、3つの項目を増やすことは可能であると考えます。

(朝沼委員長)

忘れてしまったのですが、前回の指定管理者の選定を行った際にもこのような項目だったのでしょうか。

(事務局：木高)

項目としては5年前の選定基準と同様です。

(事務局：中村)

項目を増やすことは可能と考えますが、安全の項目については大事な基準と考えますので、この場で増やす項目を言い切れない部分もございます。次回までに郵送でお送りさせていただくとかでもよろしいでしょうか。

(朝沼委員長)

かまいませんよ。それぞれの委員と調整いただいて。
確かに採点する立場からすると、細かく分けていただいたほうが、チェックしやすいですね。

(遠藤委員)

この選定基準は、応募者に対して出しているのでしょうか。

(事務局：木高)

出していません。

(朝沼委員長)

それでは、配点とのバランスをもう少し、10点ずつにするなどして、項目を工夫していただいて、各委員のほうにご提示していただけますでしょうか。

(事務局：中村)

1週間以内にお届けできるようにします。委員の皆様から、項目に関しまして、この内容を加えた方がよいなどのご提案がございましたら、ちょうどできますでしょうか。

(比嘉委員)

見ていたら、応募団体によって大分差がありますね。簡単に1枚に収めているところもあれば、6枚くらいあるところもあります。研修があるところ、ないところもあったと思います。安全について重きにおいているということを事前に伝えているのでしょうか。

(事務局：木高)

伝えていません。

(比嘉委員)

だから、差がでているんですね。

(朝沼委員長)

それ自体が、その団体の姿勢が出ているのではないのでしょうか。逆に差が出ていいのではないのでしょうか。比嘉委員から、増やす項目についてご提案ございませんか。

(比嘉委員)

避難訓練とかができているか否かという点についてはいかがでしょうか。

(事務局：中村)

予防的な観点からですね。

(比嘉委員)

やっているところと、やっていないところで、いざというときに違いがでてくると思いますので。

(事務局：中村)

今ちょうどいしましたご意見も踏まえまして、ご提案させていただきます。

(朝沼委員長)

他にご意見ご質問はございませんか。

(遠藤委員)

募集要項の7ページの12(ア)に「指定の期間内における当該施設の管理運営業務に関する各年度の事業計画書及び収支計画書」とありますが、このあたりも、採点基準になると思います。

事業計画書一覧で6団体について拝見しましたが、修繕積立金の下限を下回ると審査しないということになりますが、6団体ではありませんでした。修繕積立金の意味合いとして、プールの修繕費用の財源としていただきます、ということだと思いますが、収支差額がマイナスになり、自腹で修繕積立金を払います。まずは指定管理者になることが先決です。という団体が、2団体ほどありますが、そのような団体も、書類選考で問題なしとして通しているのか、どのように解釈したらよろしいでしょうか。

(事務局：中村)

5年間のスパンで理解しております。初年度について、1年、2年となかなか軌道に乗せていくのは難しいと考え、少し厳しめの収支で計上され、5年間でその分を是正していかれるものと理解しています。

(遠藤委員)

中長期的に見るとプラスに転じていると思いますので、その点は理解できますが、選考後に問題ありとはしない、と解釈していいということですね。

(事務局：中村)

現在の指定管理者につきましても、初年度については赤字になっていましたので、5年の間に収益が出ていまして、そういう判断は可能かと思っております。

(事務局：米原)

初年度の赤字を飲み込めるだけの体力があるかは見ていただいたほうがいいと思います。5年間でやっていけたとしても、本体が大きければもつだろうけれども、本体が小さければもたないかもしれませんので、事業体としての体力を見ていただくのは必要だと思います。

(朝沼委員長)

他に質問はございますか。

(遠藤委員)

現在の指定管理者は、NASですね。次回の会合で結構ですので、現指定管理の各年度の評価表をいただけますでしょうか。

(事務局：木高)

今、お渡しできます。

(遠藤委員)

他の施設で、利用者から死者がでたなどの悲惨な事例もあるかと思いますが、海浜公園水泳プールについてはあるのでしょうか。

(事務局：木高)

かなり昔ですが、1件ございます。

他に、海浜公園水泳プールに対する市民の要望としましては、自主事業が多すぎて、一般利用の方が自由に供用できないというご意見をいただいたことがあります。温水プールにつきましては、6コースあるのですが、2コースは一般遊泳用としてあけてもらって、4コースは自主事業として使用し

ています。

(事務局：中村)

市民のご要望に応えるためにも、フリーにするコースを増やすなど指導させていただいております。他の内容としまして、汚物が浮いたりして、その後の消毒について、苦情等がありますが、そのことも指導し、是正しながらきております。

(事務局：木高)

他には、ジャグジーの給水のところに子どもの足が吸い込まれてしまった事例が1件ありました。

(朝沼委員長)

それは、整備不良によって起こったんですか。

(事務局：木高)

たまたま、ふたが外れていて起きてしまいました。

(高原委員)

衛生管理の点も管理運営の取り組み方針であるとか、施設の維持管理のところに具体的に入れられてもいいかもしれませんね。プールが清潔であることも重要だと思いますので。

(比嘉委員)

オーバーフローはされているんでしょうか。

(事務局：木高)

オーバーフローはしております。

(朝沼委員長)

他に委員の方からありますでしょうか。

(高原委員)

他施設の選定委員会で、経費や人件費の一覧表をいただいて、わかりやすかったので、作っていただけるとうれしいです。例えば、自転車駐車場の選定委員会では、他に応募団体の提案についてまとめておられました。

(事務局：中村)

他の選定委員会のものも参考にさせていただきまして、再考させていただきます。

(朝沼委員長)

全部の比較については無理だと思うので、数字に関するものなどは一覧表にしてもらえると助かります。

(遠藤委員)

駐車場収入に関しては、指定管理者に入ることですか。

(事務局：木高)

海浜公園水泳プールの指定管理者と、タイムスとの間で委託契約をしています。

(事務局：中村)

収益については指定管理者に入ります。委託料を払うということは若干あるんですが、それでも、

これまで委託するより前までの金額は入るということになっています。

(遠藤委員)

駐車場でトラブルが起こったときに、指定管理者が対応するのか、委託先のタイムスが対応するのかの住み分けが出来ているのでしょうか。

近隣の違法駐車への対処や、駐車場が満杯で待っておられるときなどに、指定管理者も対応しなければならないと思うのですが、委託先は別にあるので、我々は知らないといった対応にならないのかが気になりましたので。一義的には指定管理者が対応するということですね。わかりました。

(朝沼委員長)

指定管理者への駐車場収入についてはいかがでしょうか。

(事務局：木高)

24時間制になりましたので、それまでと比べて余剰が出ます。指定管理者へは、年間のマックスを基準として按分化した一定額を、タイムスからもらうというものです。

(高原委員)

業務仕様書には、駐車場の管理運営については指定管理者が行うようにあります。

(事務局：中村)

直接の機器等の維持管理については、設置者であるタイムスが責任を持つといった仕分けになると思います。

(朝沼委員長)

これで、本日全ての議事は終了いたしました。その他について事務局からお願いします。

4 次回の会議日程について

(事務局：木高)

第3回選定委員会の開催についてでございますが、第1回選定委員会で決定していただきましたとおり、11月1日(金)15時からでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。会場は本日と同様です。本日審議された面接方法については、事務局の方から応募団体に連絡させていただきます。

(事務局：中村)

当日までは、体育館に資料がございますので、ご覧になりたい場合は準備させていただきます。当日であれば、この部屋で、1時間以上前から閲覧ができるようにさせていただきます。

(朝沼委員長)

これをもちまして閉会といたします。